



「受動喫煙防止対策助成金」

平成26年6月25日に改正「労働安全衛生法」が公布され、平成27年6月までに職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置）が努力義務になります。

まずは、事業場の現状を把握することから始めましょう。
受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」は如何でしょうか。

★ 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

1. 労働者災害補償保険の適用事業主
2. 中小企業事業主（労働者数、資本金については当事務所にて要確認）
3. 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

★ 助成内容

助成対象経費	助成率	上限額
喫煙室の設置などにかかる 工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

・交付は事業場単位とし、1事業場につき1回です。

・同じ事業場で複数の場所に措置を講じる場合は、1件の申請としてまとめて行うこと。

★ 助成の対象となる措置

1. 一定の基準※を満たす喫煙室の設置・改修
※喫煙室の入口で、喫煙室内に向かう風速が0.2m/s以上
2. 一定の基準※を満たす換気装置の設置など（宿泊業・飲食店を営んでいる事業場のみ）
※喫煙区域の粉じん濃度が0.15mg/m³以下、
または必要換気量が70.3×（席数）m³/h以上

★ 申請手続の流れ

申請内容の検討	➡	交付申請	➡	交付決定通知書受領
申請書の作成、 関係資料を準備		所轄の労働局労働基準部 健康安全課（健康課）に提出 審査期間は原則1ヶ月以内		交付決定通知書を受領して から、工事に着手 ↓↓
事業実績報告	⬅	工事費用の支払い	⬅	工事の発注・施工
報告は、交付決定の際に 指定された期日までに行う ↓↓		工事が完了したら費用を支払い、 領収書と明細を受領 分割払いやリース契約はダメ		交付決定の内容に従って 工事を実施
交付額確定通知書受領	➡	助成金の受領	➡	実施状況報告
		指定した口座に、助成金を振込み		

★ 厚生労働省が実施する支援事業

相談支援業務	測定支援業務（測定機器貸出し）
①事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の基準への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行う。 ②受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施 ③企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明 ①について 050-3537-0777 ②③について 03-5296-8947	①職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行う。 ②専門家が事業場に行って、測定方法や評価方法を説明 ③企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定・評価方法を説明 TEL：03-5600-1100 FAX：050-3730-0345